



CONTENTS

- 令和3年の年頭にあたって コロナを乗り越え、飛躍する年に
柳田小野商工会議所会頭 年頭所感
- 逆境のときこそ、力を尽くす
三村日本商工会議所会頭 年頭所感
- BCP(事業継続計画)セミナーを開催
- 「おの恋」商標の利用申請について
- 固定資産税・都市計画税の減免措置について
- 御社はスタートしていますか?
～食品衛生法改正(HACCP義務化)への対応～
- 会員紹介 おの恋散歩 今月のどこ行こ?
あけぼの寿司 炭火焼肉 夢しちりん
御菓子司 吉田本舗 ザ・コーヒー倶楽部
- 青色申告特別控除額、基礎控除額が変わります!
- 新型コロナウイルス感染防止対策に努めましょう

小野

商工会議所報

vol.245

2021

01



コロナを乗り越え、 飛躍する年に



柳田吉亮 会長



田中隆夫 副会長



宮岡督修 副会長



友定道介 副会長

新年あけましておめでと
うございます。

会員の皆様方には、令和3年の新春をご家族・従業員の皆様お揃いで健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

年頭にあたりまして、旧年中に商工会議所にお寄せ頂きましたご支援とご協力に對しまして、心より厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの最初の症例が中国で確認されて以降、世界経済は急速に悪化しました。震源地である中国から瞬く間に世界へ流行が広がり、多くの国で渡航制限や外出制限等が実施され

した。

一方で、11月には今後の世界経済の展望を占ううえで最も重要なアメリカ大統領選が行われ、民主党のバイデン氏が第46代大統領に当選し、新政権が誕生します。今後は、新型コロナウイルス感染症対策と経済再生、米中関係、米国内の深刻な分断への対応、経済再生の柱としての気候変動対策が重点的に進められる方針のようです。

国内景気に目を向けると、感染拡大ペースの予想が困難であることや、ワクチンの接種は始まるものの、国民への普及時期等が不透明なことから、今後も感染拡大を避けるための引き締め政策の継続が予想され、GDPの約6割を占める個人消費の低迷が経済に対する影響が懸念されます。

また、1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックが開催できるかどうかなど、今年の日本経済の先行きは不確実性が高く、見通しは幅をもつてみる必要があります。コロナ禍以前の雇用・所得環境の回復への足取りは極めて鈍いものと危惧されます。

小野市でも、コロナ禍で幅

広い業種に影響が及びました。特に、飲食業・サービス業では、4月の緊急事態宣言の発令による営業自粛要請や個店での感染症対策、昨年末にはGoToキャンペーンの停止や団体での飲食の自粛ムードなどで、回復の兆しが見えない不安な状況が続いています。

そこで、昨年12月に商工会議所と小野市が共同で経済対策事業として、市民全員に「市内事業者のみ」に使える1万円分の地域循環型商品券を配布致しました。1万円のうち3千円を地元店舗限定券とする一方で、地元店や飲食・サービス業店にもお金が回るよう配慮した事業を展開しています。

また、新年度からは、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、昨年開催できなかった「おの恋楽市楽座」や「北はりまビジネスフェア」等の開催や、部会及び委員会等も随時再開する一方で、商工会議所の使命であります中小企業・小規模事業者への経営支援を継続し、コロナ禍において苦境にある事業者を

支援し、企業の持続的な発展

による地域経済の活性化に資するよう、強力に推進してまいります。

今年(じ)は丑年(うし)です。十二支の2番目で、芽吹きを迎えようとする年です。

昨年は新型コロナウイルス・パンデミックによって世界中が多くの困難に見舞われました。今年(ことし)はコロナを克服し、アフターコロナから数々のイノベーションが生まれ、希望に満ちた年になることを期待したいものです。

最後になりますが、本年も、商工会議所への変わらぬご支援とご協力をお願いするとともに、本年が皆様にとって明るい未来を展望できる年になりますよう祈念いたします。



2021年 日本商工会議所 三村会頭・年頭所感 「逆境のときこそ、 力を尽くす」



日本商工会議所
会頭 三村明夫

明けましておめでと
うございます。

2021年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。さて、昨年1月にわが国で初めての新型コロナウイルス感

染者が報告されてから、早くも1年が経とうとしています。コロナ禍にあっても、今なお必死に経営努力を続けておられる皆さまに深く敬意を表するとともに、われわれ全国515の商工会議

所は、今年も一丸となって事業者の皆さまと地域経済の発展のために力を尽くしてまいります。さて、わが国経済全体は、緊急事態宣言が発令された昨年4

6月期のGDPがリーマンショック時を超える戦後最大の落ち込みを記録した後、7-9月期には持ち直しの動きへと転じました。しかし、秋以降に再び感染が拡大する中、その後の回復に向けた足取りは依然として重いままです。

一方、コロナ禍を通じて、政府・民間を含めた国全体としてのデジタル化の遅れ、過度な大都市集中のリスクと適切な地方分散化の必要性、危機下における医療提供体制のあり方、中央と地方の権限分担のあり方など、日本の多くの課題が浮き彫りとなりました。また何よりも「強く豊かな国でなければ国民を守れない」ということに皆が気付いたのではないのでしょうか。激甚化する自然災害、新たなパンデミック、地政学上の混乱等は、今後起こり得るものであり、わが国がそのような不確実性の中を生き抜いていくためには、不確実性を吸収できるバッファとしての「戦略的ゆとり」が不可欠であります。

昨年の皆権発足以降、私は政府に対してこの「戦略的ゆとり」を持つ必要性、またそのためにも経済成長が欠かせないものであることを訴えてきました。

経済成長は労働投入×資本投入×全要素生産性で定義されます。これまでの深刻な人手不足の中で、女性や高齢者など労働参加が大いに進みました。しかしさらなる労働参加率の向上には限界があり、将来不安により消費が伸び悩む中では国内での新たな設備投資による資本蓄積も多くは望めません。従って、わが国の経済成長のためには、残る「生産性の向上」が必須なので

す。一国の生産性は「一人当たりGDP」で表されますが、日本は2018年時点で世界第31位に甘んじています。「一人当たりGDP」は国民一人当たりの豊かさだけでなく、効率的に働き得られた余暇を人との繋がりに充てることで、幸福度を向上させる指標にもなることから、私はこれを日本の新たな国家目標に据え、その引き上げのために皆で知恵を絞り、汗をかくべきだと考えます。

日本全体の生産性向上のために、商工会議所は、以下の3点に取り組んでまいります。第一は、コロナ禍への対応支援です。環境変化に対して、柔軟に素早く対応できることが中小企業経営者の強みであり、コロナを契

機として新製品やサービス開発、業態転換、EC等も活用した国内外への販路開拓などに積極果敢に挑戦する経営者を、しっかりと後押ししてまいりたいと思います。

第二は、デジタル化を通じた生産性向上です。コロナ禍で初めてテレワークを体験し、デジタル技術の有用性に気付いた経営者も多いと思います。また、国や地方公共団体が今後デジタル化を進める中で、民間企業側もそれに対応していく必要があります。まずは身の丈に合った、低コストで利用可能なIT導入から始め、徐々にステップアップするなど、IT導入補助金等の支援策もフル活用し、中小企業のデジタル化を推進してまいります。

第三は、取引適正化です。大企業と中小企業が強固に結び付いた日本経済の強さは、大中小の石が組み合わさって風雪に耐える「石垣」に例えられてきました。しかし、その石垣も修復、再構築する時期にきています。サプライチェーン全体のデジタル化により効率性を高め、コストアップや付加価値をフェアに分け合い取引価格の適正化を図る「大企業と中小企業の新たな

共存共栄関係」の構築が必要です。商工会議所は、この趣旨に賛同した企業による「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が1000社を超えるよう、積極的に後押ししてまいります。

加えて、本年いよいよ開催が見込まれる東京オリンピック・パラリンピックを、復興五輪であると同時に、感染拡大防止と社会経済活動を両立させる具体的なプロジェクトとして位置付け、国民運動を盛り上げていきたいと考えております。

最後に、近代日本資本主義の父であり、東京商工会議所初代会頭の渋沢栄一翁は、関東大震災の混乱の渦中にあっても「逆境のときこそ、力を尽くす」自らの信念によって、晩年においてなご、わが国を立て直すべく精神的に奔走されました。渋沢翁の意志を受け継ぎ、今年も日本商工会議所は全国のネットワークを最大限活用し、中小企業と地域の発展、日本経済の再生に向けて、先頭に立って頑張らせてまいります。皆さまの多大なご支援、ご協力をお願いし、私の年頭あいさつとさせていただきます。

緊急事態に負けない企業に

去る11月13日に2年目となるBCPセミナーを開催しました。

最近の自然災害は、地震、集中豪雨、台風など多くの災害が頻発しており、さらに今年度は、新型コロナウイルス感染症も経済に大きな影響を及ぼしています。

講師は、損害保険のプロである東京海上日動火災保険(株)の西脇支社長、牛丸晋氏を迎え、従来のBCP計画にコロナ感染症対策を盛り込んだ内容で、研修が進められました。内容としては、経営に悪影響を及ぼす重要なリスクを合理的に管理するリスクマネジメント、兵庫県および小野市を取り巻く自然災害のリスクと被害想定、今年度大流行した新型コロナウイルスをはじめ、感染症に対する備え、BCPを作成している場合とそうでない場合の緊急時対応のシナリオ例、ある町に起きた大規模地震を想定し、行動と対策についてシミュレーションするケーススタディなど災

害に対する備えの重要性についてわかりやすく解説されました。

参加者におかれましては、新型コロナウイルスを含め、自然災害のリスクを認識した上で、BCP策定の必要性について知識を深めていただくことができたものと思います。今後においては、セミナー受講者の方々以外も含め、BCP計画や事業継続力強化計画策定に向けて取り組んでいただければと思います。商工会議所におきましても計画策定に向けて支援を行っておりますので、気軽にご相談ください。



「おの恋」商標の利用申請について

小野商工会議所とNPO法人北播磨市民活動支援センターが地域産業の活性化推進を目的として商標登録している「おの恋」ですが、申請をいただき委員会の審査を受けた商品やサービスに利用し新たな商品開発や販路開拓に利用していただくことが可能となります。

この機会にぜひ「おの恋」の商標活用をご検討ください。◆商標と区分(指定商品または指定役務並びに商品および役務の区分)

- 第24類 布製の回用品
- 第25類 ワイシャツ類、法被、帽子
- 第30類 菓子及びパン
- 第32類 ビール、清涼飲料
- 第33類 焼酎、その他の日本酒、果実酒
- 第35類 観光事業の促進のための広告、印刷物及びインターネットによる広告
- 第41類 ダンスに関するイベントの企画・運営または開催

◆使用例

- ・焼酎やビール、日本酒などの商品
- ・おの恋ホルモン焼きそば
- ・観光マップ など

◆申請の流れ

指定の申請用紙を提出の後、商品概要等のヒアリング、審査を行います。

◆登録料(1商品につき)

- 小野商工会議所およびNPO法人北播磨市民活動支援センターの会員
- 5000円
- 右記以外 30000円

◆その他詳細は要項によります)

- ◆問い合わせ先
- 小野商工会議所内
- おの恋商標管理振興委員会事務局
- ☎0794・63・1161



中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度分の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税等が軽減されます。

◆軽減対象者

令和2年2月から令和2年10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等

◆軽減対象資産

償却資産及び事業用家屋

◆軽減内容

- ・50%以上減少
- ・30%以上50%未満減少

◆申請期間

令和3年1月1日～2月1日まで

◆提出先

小野市役所 税務課 資産税係

詳しくは小野商工会議所まで
☎0794・63・1161

御社はスタートしていますか？

～食品衛生法改正(HACCP義務化)への対応～

コレクトレーベル 代表 藤原 和樹 氏
https://corrct-label/ e-mail: ccorrectlabel@gmail.com

〈HACCP対応の現状〉

HACCP対応には2つの種類があります。

①「HACCPに基づく衛生管理」

対象：大規模事業者、と畜場、食鳥処理場

②「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」

対象：中・小規模事業者(食品の製造等に関わる従業員の数が50名以下の事業所等)

特に②の「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」について、小規模事業者への導入が進んでいないのが現状です。

小規模の事業者であっても、すべての食品関連事業者が2021年5月末までにHACCPの衛生管理に基づいた「衛生管理計画」を作成する必要があります。

〈「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」は難しい!〉

HACCP対応相談の多くが「そもそもHACCPって何?」「どのくらい費用がかかるの?」という方も多いようです。

そこで、まずは以下の4ステップに着手してみましょう!

- ①自分の事業所で起こる危険性を探してみる…危険性は、食中毒や異物混入といった大ワクではなく、「具体的」に考えることが大切です。例えば食中毒ならば、ウイルス、細菌、寄生虫、アレルギーなどが原因ですが、「米粉パンに小麦粉が入ってしまう可能性があるな」「刺身用の魚をしっかりと水洗いしないと腸炎ビブリオ菌が残ってしまうな」など細かな部分まで考えてみましょう。
- ②自分の事業所で行っている衛生管理を書き出してみる…毎日・毎週・毎月の掃除箇所、ゴミの取り扱い、防虫・防鼠など、現時点でどんな衛生管理が来ているかを日々の仕事をしながら書き出していきましょう。ここでのポイントは「理想ではなく、現実を見る」ことです。「毎日掃除すべき」ではなく、「現状は5日に1回の掃除になっている」というように、現状の把握が目的です。
- ③上記①②を踏まえて、手引書と照らし合わせる…①②が出来ていると、手引書を読むのが随

分と楽になります。「なるほど!実はこんな危険があるのか!」「こんな対策があるのか!」といった発見も多いはず。実際に出来ること、出来ていないことがわかればHACCP衛生管理計画の完成は目前です。

- ④手引書の衛生管理計画のひな型に出来る範囲で書き込む…書き込むのは「今できていること」「これからやろうと決めたこと」です。「やりたいけれども、現状ではちょっと難しい」項目については今後の努力目標として別に書き出しておきましょう。

※1月28日(木)のセミナーではこの手順で実際にHACCP衛生管理計画を完成させた企業の〈事例〉をご紹介します。

〈早めにHACCPに取り組む意味とは〉

- ①食中毒等のリスク軽減…食中毒事故や異物混入事故が発生した場合の社会的影響は計り知れません。重大事故が「起こらないだろう」ではなく、「起こるかもしれない」と考えて事前に手を打つHACCPの導入によって、事故発生のリスクを軽減することができます。また、仮に食中毒が起こってしまったとしても、記録を見直したり、衛生管理計画を強化することで、再発防止につながります。
- ②ビジネスチャンスの拡大…直近でも「百貨店での商談の際にHACCP衛生計画書があることを評価されてトントン拍子で導入決定した」というお客様がおられました。このように大きな取引の際にコンプライアンス(法令順守)の証明を求められるケースが増えています。逆に言えば、早めのHACCP対応は他社との差別化にもつながるといえます。いざ大きな商談!という時にHACCP未対応が原因でビジネスチャンスを逃すことの無いようにしたいものですね。

小野商工会議所からのお知らせ HACCP導入セミナーを開催

こんな方におすすめのセミナーです!
 ✓何から手を付けたらよいかわからない方
 ✓従業員にどうやって説明したら良いかわからない方
 ✓なるべく手間(費用)をかけずに取り組みたい方 など
 日時:1月28日(木) 14:00~16:00 詳細は小野商工会議所まで
 会場:小野商工会議所 会議室 TEL:0794-63-1161

共地 おの恋らっきやらっきや券 使えるお店

御菓子司 吉田本舗



地元の食材で作るこだわりの和菓子

和菓子屋

当店は先代である父が上本町で創業し、その後敷地町に移転して現在で55年を迎えます。当店は地元の素材を使用した手作りの和菓子をご用意させていただいています。中でも、小野市産の卵と小麦粉（ふくほの香）を使い甘さ控えめで優しい味わいの「かすていら」や小野市特産の完熟いちじくをジャムに加工して、餡の代わりにした「いちじく餅」は葛粉を用いてお餅のように仕上げている当店の一押し商品です。

定番商品のほかにも、季節限定の商品を用意しており、夏季限定のわらび餅は若いお客様に人気があります。ご要望があれば、仏事の白蒸しや慶事の赤飯もご用意させていただきます。

「いちじく餅」は小野市のふるさと納税の返礼品としても出品させていただいています。地元の素材を生かした美味しい和菓子をぜひ味わってください。

住所	小野市敷地町1033-1
代表者	吉田 勉
TEL	0794-63-3781
営業	8時～18時
定休日	水曜日・第3火曜日

共地 おの恋らっきやらっきや券 使えるお店

あけぼの寿司



「季節の旬が味わえる寿司ネタ」と「昔ながらの甘めのシャリ」とのマッチングをご堪能ください

飲食店 寿司

昭和16年に先代が創業し、お店を引き継いで44年目になる老舗のお寿司屋です。仕入れは、旬の食材を中心に毎朝明石から仕入れており、常時15種類くらいの握り寿司や旬の食材を使った1品料理・各種お鍋を取り扱っております。節分の日に召し上がる恵方巻は毎年1000本程予約販売を行っており、好評をいただいています。かんぴょうや高野豆腐は甘めに味付けし、当店で1本1本焼き上げる卵焼きなど恵方巻の具材は自家製にこだわっています。随時予約を受けておりますので是非当店の恵方巻で商売繁盛や皆様の幸福を願いながらお召上がりください。

ご要望に合わせて幕の内弁当やオードブルにも対応しており、3000円以上のご注文をいただくと小野市内限定で配達も行っています。ぜひ当店自慢のお寿司をお召上がりください。

住所	小野市上本町20
代表者	脇坂 重
TEL	0794-62-2481
営業	昼:11時～14時 夜:16時～21時
定休日	月曜日(祝日の場合は火曜)

共地 おの恋らっきやらっきや券 使えるお店

ザ・コーヒー倶楽部



手仕事で生み出す職人の味 いつもと違う一杯を

喫茶店

当店は、平成7年から続くコーヒー専門店です。コーヒー豆は同じ種類でも気候や収穫時期によって味わいが違うため、その時期に一番いい状態の豆を仕入れてあります。テーブルにメニューは置かず、酸味やコク、苦味、ミルクを入れるかどうかなどお客様の好みを聞いてから豆を挽き、サイフォンでコーヒーを点てます。攪拌の回数や蒸らす時間を、コーヒー豆の焙煎度や挽き方によって変え丁寧に抽出します。

コーヒー豆は多種用意しており、評判を聞いて遠方から来店されるお客様も多く、希少なコーヒーの飲み比べや、お客様の意見を反映して配合したオリジナルブレンド等を楽しんでいます。また、コーヒー豆を持ち込まれるお客様もあり、コーヒーの点て方のアドバイスも行っています。

ぜひ当店のこだわり抜いたコーヒーを味わってください。

住所	小野市天神町774-2
代表者	友藤信吾
TEL	0794-63-5488
営業	8時30分～19時
定休日	水曜日

共地 おの恋らっきやらっきや券 使えるお店

炭火焼肉 夢しちりん



神戸ビーフ® 取り扱い焼肉店

飲食店 焼肉

当店は平成12年に創業して今年で20年目を迎えます。取り扱っているお肉はすべてA4以上の黒毛和牛を提供しております。当店では、神戸ビーフ®を取り扱っており、きめ細かい赤身と人肌で溶けるサシの神戸ビーフ®をご堪能できます。メニューは約30種類あり、日替りで3～4種類のおすすめメニューがあります。

人気メニューはヘレ・ランプなどの赤身のお肉が人気です。当店の厚切りタンは牛タンの根元の部分を柔らかい部分のみ提供しています。タンにつけるタレはレモン汁ではなく、自家製ポン酢につけてお召上がりいただけます。自家製のお米や野菜を使用した、石焼ビビンバやサラダなどのサイドメニューも豊富に取り揃えています。お席は座敷になっており、お子様連れの方もゆっくりと焼肉を楽しめますので、是非ご来店ください。

住所	小野市王子町679-4
代表者	上月 格
TEL	0794-62-9016
営業	17時～22時
定休日	月曜日(祝日の場合は火曜)

「容器」や「包装」を使って商品を売ったり、「容器」をつくっているみなさんへ

あなたの役割を果たしていますか？

容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は？



- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造事業者
- ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者
- 商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者
- 容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など
- 学校法人、宗教法人、テイクアウトができる飲食店など

はい

事業規模は？

製造業等	売上高 2億4,000万円超 または 従業員 21人以上
商業、サービス業	売上高 7,000万円超 または 従業員 6人以上

はい

容器包装の素材は？

- ガラスびん PETボトル 紙 プラスチック

はい

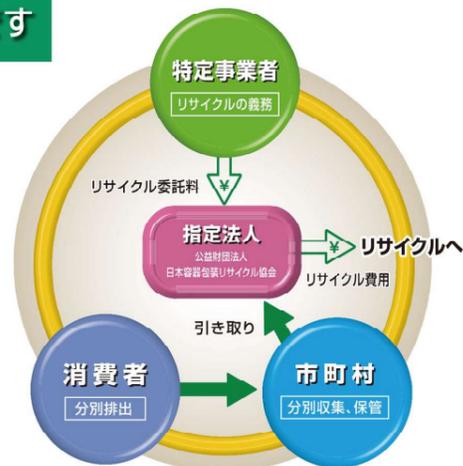
【リサイクル(再商品化)の義務】を負う可能性があります

リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつづ、それぞれの役割を分担する——
それが、「容器包装リサイクル法」の基本理念です。
事業者の役割は、「リサイクル(再商品化)の義務」。
リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。
リサイクルの委託契約は、指定法人である
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
主務大臣(※1)からの指導・助言、勧告、公表、命令を経た上で、従わなかった場合には最大100万円の罰金
- 帳簿記載の義務があります。
特定事業者(※2)は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)なお、記載形式は自由です。
【推奨記載例】パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」のP14-15
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/your_0612.pdf

※1 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。
※2 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



家庭からでるごみの約60%を、容器・包装ごみが占めています(容積比)。ごみを資源に転らせ、未来の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布(12年4月完全施行)されました。

令和2年分の
所得税
確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!



2020年(令和2年)分の所得税確定申告から「青色申告特別控除額」「基礎控除額」が変わります。

◆改正1 個人の方の所得税について

- 青色申告特別控除額が変わります! (現行65万円⇒改正後 **55万円**)
- 基礎控除額が変わります! (現行38万円⇒改正後 **48万円**)

↓ 更に

◆改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、
引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます!

- 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分確定申告まで	令和2年分確定申告から
65万円の特 別控除の 要件 申告	(1) 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ+ ① e-Taxによる申告(電子申告)又は ② 電子帳簿保存

① e-Taxによる申告(電子申告)とは

- e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。
- 令和2年分からは、65万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出(送信)する必要があります。**なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Taxで提出(送信)することもできます。
- ※ 1 ご利用のパソコンがe-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページでご確認ください。(www.e-tax.nta.go.jp)
- ※ 2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータをe-Taxで送信することはできないため、65万円控除を受けられません。

② 電子帳簿保存とは

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

詳しくは国税庁ホームページ
(www.nta.go.jp)でご確認ください



小野商工会議所 中小企業相談所 TEL: 0794-63-1161

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

● 制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

● 中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由によべます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！

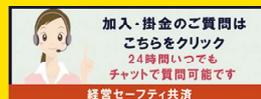


24時間・
365日
お問い合わせ
可能に
なりました

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
経営セーフティ共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

TEL 050-5541-7171（共済相談室）